

第4節

面会制限

POINT

- ◆面会制限の必要性が予測される事例については、契約による入所ではなく、やむを得ない事由による措置を適用させる必要があります。
- ◆高齢者虐待防止法第13条は、施設の管理権で面会制限を行うことを可能としていますが、その場合でも、市町村と連携しながら、面会制限の継続や解除などを判断する必要があります。

1 法的根拠と法の解説

老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号に規定される特別養護老人ホームなどへの「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市町村長や養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができるかとされています(第13条)。

この措置は、市町村としては、虐待からの保護という措置(行政処分)の付随的な処分として、また施設管理者は、施設において高齢者を安全に保護するため、施設管理権の一環として認められる権限です。

法の解説

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれがある場合など、他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認めた場合には、市町村に対し、迅速かつ積極的に措置をとるよう求めています(第9条第2項)。

この分離保護により特別養護老人ホームなどの施設に入所した高齢者に対して、養護者はさまざまな方法によって接触を図ることがあります。しかし、虐待を受けた高齢者が養護者と会うことで、さらに精神的苦痛などのダメージを受けることや、養護者が高齢者を自宅に連れ戻し、虐待が再開する可能性もあります。

さらに養護者や養護者の意をくんだ親族が市町村や施設に来て高齢者との面会を求めることも考えられますが、そのような場合でも、市町村や施設は措置権または施設管理権に基づき面会を拒絶しなければなりません。

面会を求める養護者等には「高齢者と面会をする権利」などはなく、他方、市町村には措置権、施設には施設管理権があることによって、養護者等に対抗することが可能です。このような権限関係を前提として、市町村と施設が密接に連携することが不可欠です。